

「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

第6回本部員会議

日時：令和2年3月13日(金) 13:30～

場所：県庁4階 共用第1会議室

< 次 第 >

1 開会

2 議題

- (1) 現在の発生状況及び本県の取組について
- (2) 国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策について
- (3) 『「基本は手洗い。」キャンペーン』の実施について
- (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正案について
- (5) その他

3 閉会

<配布資料>

- 資料1 現在の発生状況及び本県の取組について
- 資料2 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）
（R2.3.10(火)閣議決定）
- 資料3 『「基本は手洗い。」キャンペーン』の実施について
- 資料4 新型インフルエンザ等対策特別措置法（改正案）の概要

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第6回本部員会議 出席者名簿

日時：令和2年3月13日(金) 13:30～

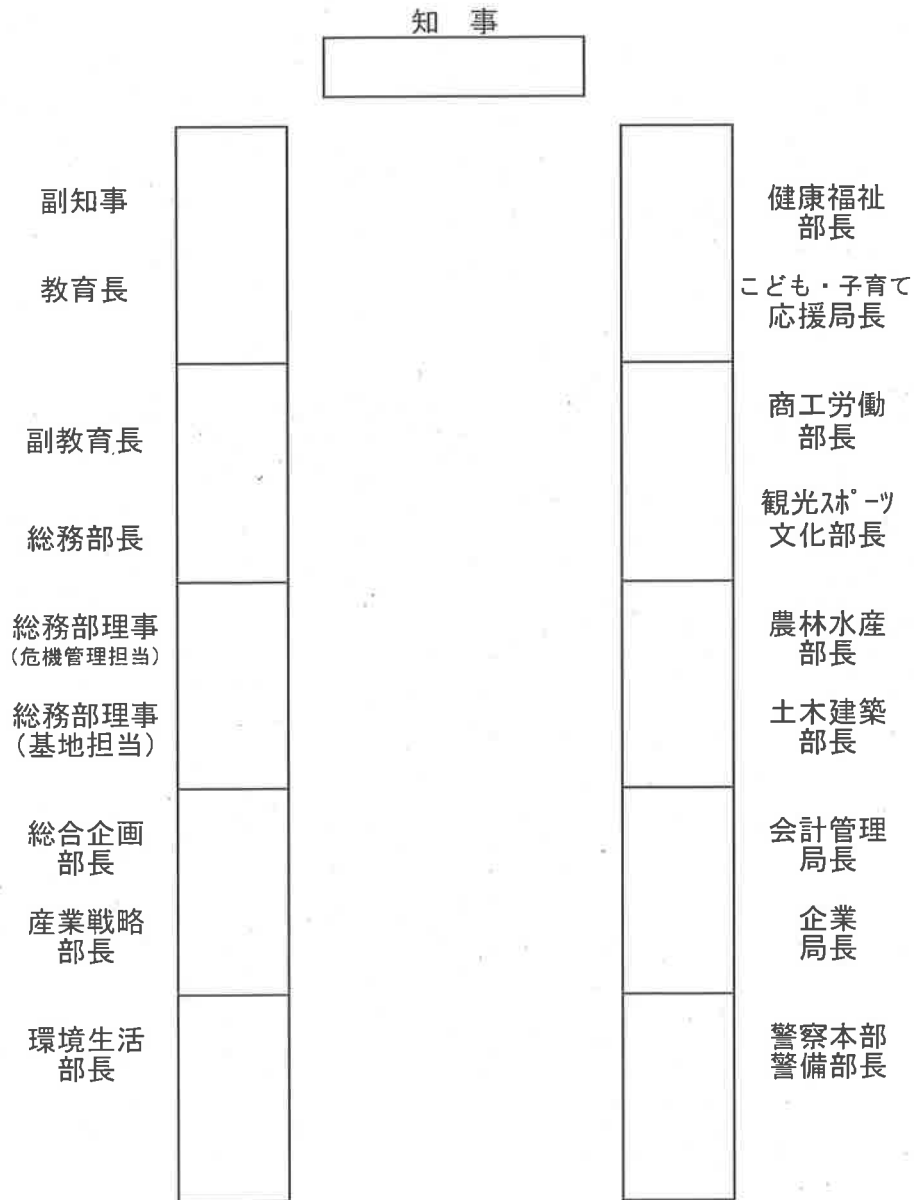
場所：県庁4階 共用第1会議室

- 1 本部長 知事
- 2 本部長代理 副知事
- 2 副本部長 健康福祉部長
- 4 本部員等

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当、基地担当）
総合企画部	総合企画部長
産業戦略部	産業戦略部長（産業戦略部次長代理出席）
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	こども・子育て応援局長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
会計管理局	会計管理局長
企業局	企業局長
教育庁	教育長 副教育長
警察本部	警備部長

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第6回本部員会議 配席図

日時：令和2年3月13日(金)13:30～
 場所：県庁4階 共用第1会議室



厚政 課長	健福 審議監	健康 部次長
総合企画 理事	健康増進 課長	防災危機 管理課長
医療政策 課長	こども政策 課長	

(1) 感染者数等 (厚生労働省公表数字)

ア 全世界 (3/11 12:00 現在) 【日本を除く】

(人)

患者数	117,364	中国国内	80,778
		中国以外(107 カ国・地域)	36,586
死亡者数	4,274	中国国内	3,158
		中国以外	1,116

3/11、WHO は「パンデミック (世界的大流行) と表現できるとの判断に至った」と表明

イ 日本国内 (3/11 12:00 現在)

(人)

	P C R 検査 実施 人数	検査陽性									
		う ち 無 症 状	う ち 有 症 状	退 院 者	入 院 中 の 者	軽 く 中 等 症	人 工 呼 吸 器 等	症 状 確 認 中	入 院 待 機 中	死 亡 者	
①国内発生事例 (②除く)	9,195	552	60	492	88	392	194	26	161	11	12
②チャーター機	829	15	4	11	11	0	0	0	0	0	0
合計	10,024	567	64	503	99	392	194	26	161	11	12

※ 3/12 までに、33都道府県で発生

- 神奈川県、東京都、愛知県、奈良県、北海道
- 大阪府、三重県、京都府、千葉県、和歌山県
- 沖縄県、福岡県、埼玉県、石川県、熊本県
- 栃木県、長野県、岐阜県、滋賀県、静岡県
- 高知県、新潟県、宮城県、兵庫県、大分県
- 山口県、愛媛県、宮崎県、山梨県、秋田県
- 広島県、群馬県、福島県

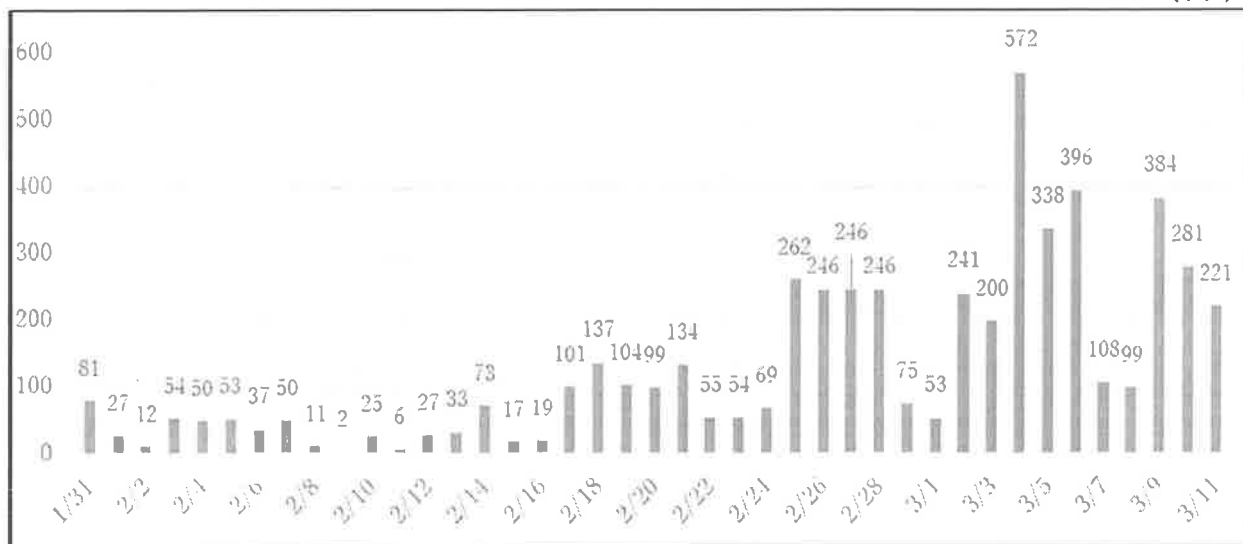


(2) 本県の取組

ア 相談対応 (1/31 ~ 3/11)

全県相談件数 : 5,298件

(件)



2月13日：国内初の感染者の死亡

2月17日：相談・受診の目安を国が公表

2月25日：イベント中止、クルーズ船下船者公表

3月3日：県内初患者発生

イ 相談内容等 (1/31 ~ 3/5) (区分の重複あり)

(件)

区分 (相談例)	健康相談 (体調不良)	医療体制 (受診方法)	予防・治療 (手洗い等)	渡航 (海外情報)	その他	計
件数	2,192	1,027	396	48	2,370	6,033

健康相談や医療体制に係る相談を受け、医療機関受診を助言:1,870件

ウ PCR検査 (2/15 ~ 3/11)

これまで、113人にPCR検査を実施し、陽性者は3名

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ―第2弾― (ポイント)

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
- 今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備 (486 億円)

◆感染拡大防止策 (107 億円)

- ・ クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣
- ・ 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助

◆需給両面からの総合的なマスク対策 (186 億円)

- ・ ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
- ・ 布製マスク 2,000 万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
- ・ 医療機関向けマスク 1,500 万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
- ・ マスクメーカーに対する更なる増産支援

◆PCR 検査体制の強化 (10 億円)

- ・ PCR 検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
- ・ PCR 検査を保険適用(公費補助により引き続き自己負担なし)

◆医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速 (151 億円)

- ・ 緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
- ・ AMED 等の活用による治療薬等の開発加速

◆症状がある方への対応

- ・ 傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底

◆情報発信の充実

- ・ 政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報(典型的な臨床情報等)
- ・ 在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応 (2,463 億円)

◆保護者の休暇取得支援等 (1,556 億円)

- ・ 正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)
- ・ 委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方:日額4,100円)

◆個人向け緊急小口資金等の特例 (207 億円)

- ・ 緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口10万円→20万円、無利子、償還免除等)

◆放課後児童クラブ等の体制強化等 (470 億円)

- ・ 午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費(10/10)支援
- ・ ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)支援

◆学校給食休止への対応 (212 億円)

- ・臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援
- ・給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援

◆テレワーク等の推進 (12 億円)

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応 (1,192 億円)

◆雇用調整助成金の特例措置の拡大 (374 億円)

- ・特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化(一斉休業等)、1月遡及適用
- ・特別な地域における助成率の上乗せ(中小 2/3→4/5、大企業 1/2→2/3)等

◆強力な資金繰り対策 (782 億円) ※緊急対応策関連の金融措置：総額 1.6 兆円規模

- ・「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設(5,000 億円規模)し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
- ・信用保証協会によるセーフティネット 4 号(100%)・5 号(80%)、危機関連保証(100%)
- ・日本政策投資銀行(DBJ)及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援(2,040 億円)
- ・民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

◆サプライチェーン毀損への対応

- ・国際協力銀行(JBIC)の「成長投資ファシリティ」等の活用(最大 5,000 億円規模)
- ・DBJ による国内サプライチェーン再編支援(再掲)

◆観光業への対応 (36 億円)

- ・魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
- ・事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

◆生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等 (168 億円)

◆新たな法整備(令和 2 年 3 月 10 日閣議決定)

- ・新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用

◆水際対策における迅速かつ機動的な対応

- ・上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

◆行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

- ・確定申告期限の延長(令和 2 年 4 月 16 日まで)、運転免許の更新の臨時措置等
- ・公共工事等の柔軟対応(工期の延長等)や繰越の弾力的対応

◆国際連携の強化 (155 億円)

- ・WHO 等による緊急支援への貢献

◆地方公共団体における取組への財政支援

『「基本は手洗い。」キャンペーン』の実施について

1 趣旨

県内でアルコール消毒薬が不足する中、流水と石けんで手を洗うことにより、ウイルスの感染力が大幅に抑えられることから、県民の皆さんに、手洗いの実施を呼び掛け、正しい手洗いの方法の周知を図るキャンペーンを実施する。

2 実施内容

次のとおり、手洗いに係る広報・周知活動を行う。

(1) 各種広報媒体による集中的な広報

○テレビスポットの放映

15秒CMを制作し、民放テレビ3局（TYS, KRY, YAB）で放映
3月13日（金）～15日（日）、各局1日3回（朝・昼・夜）

○新聞広告の掲載

山口新聞・中国新聞、3月17日（火）掲載予定

○FMラジオでのお知らせ

3月16日（月）～、エフエム山口の県政番組内で毎日放送

○その他、ホームページ、SNS等による情報発信

(2) テレビ番組・ラジオ番組への働きかけ

情報番組等での取り上げについて、テレビ局等へ協力を依頼
保健師等の出演により正しい手洗いを実演する予定

(3) チラシの配布

各市町、県医師会等医療関係団体、社会福祉施設等へ配布

アルコール消毒薬が不足しています

基本は手洗い。

流水と石けんで手洗いをしましょう。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

帰宅時、調理の前後、食事の前、
咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、トイレの後…

➡ 正しい手洗い30秒間！！



流水と石けんで手指を洗うと「手洗いなし」と比較して、ウイルスの感染力や遺伝子量を100分の1未満に抑えられることが分かっています。

正しい手の洗い方

『出典：首相官邸 HP より』

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



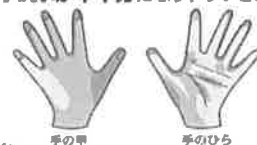
5 親指と手のひらをねじり洗いします。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

手洗いが不十分になりやすいところ…



■ 洗い残しが多いところ

■ やや洗い残しが多いところ

手の甲

手のひら

新型インフルエンザ等対策特別措置法（改正案）の概要

目的

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

対象

新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新感染症、新型コロナウイルス感染症（2年以内に限定）

緊急事態措置

新型インフルエンザ等（国民の生命・健康に著しく重大な被害をあたえるおそれがあるもの）が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

期間・区域を決定して国が宣言

《都道府県知事の主な措置内容》

- ①外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示
- ②医療実施の要請・指示、臨時医療施設の開設
- ③緊急物資の運送の要請・指示
- ④特定物資（医薬品・食料等）の売渡しの要請・収用
- ⑤埋葬・火葬の特例
- ⑥生活関連物資等の価格の安定
- ⑦行政上の申請期限の延長等